

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和7年10月24日

収支等命令者

佐賀県立有田工業高等学校長 馬場 光弘

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 ガスオーブン一式 ※数量は別紙「入札条件書」による
- (2) 入札条件等 入札条件書による
- (3) 納入期限 令和8年1月30日（金）
- (4) 納入場所 西松浦郡有田町桑古場乙 2902 番地
佐賀県立有田工業高等学校
普通・特別教室棟 1 階 調理実習室

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。なお、資格要件確認のため佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を有する者であること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。又は誘致企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 入札参加届を提出していない者は、入札に参加できない。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別添入札参加届（様式第1号）及び営業概要書（様式第2号）を令和7年11月6日（木）までに4の(4)まで持参又は郵送（同日必着）してください。

入札参加届等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出してください。

なお、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所等

ア 日 時 令和7年11月11日（火）10時30分

イ 場 所 西松浦郡有田町桑古場乙2902番地

佐賀県立有田工業高等学校 管理棟1階 応接室

ウ 入札方法 入札は「入札書」により、本人又は代理人が持参してください。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出してください。

(2) 入札条件書の交付方法

令和7年10月24日（金）から令和7年11月6日（木）まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載します。

(3) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。

(4) 入札書の提出場所、契約に関する事務を担当する部局

佐賀県立有田工業高等学校 事務室

郵便番号 844-0012

西松浦郡有田町桑古場乙 2902 番地

電話：0955-42-3136 E-mail：aritaougyoukoku@pref.saga.lg.jp

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

キ 1人で2以上の入札をした者

ク 代理人でその資格のない者

ケ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行います。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 代金支払の方法

検査完了後適正な請求書受理後 30 日以内

(8) 問い合わせ先

4の(4)に記載のとおり